

海老名市教育委員会

(令和元年 12月 定例会議事日程)

日時 令和元年12月19日(木)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 27 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 議案第 33 号 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について

日程第 3 議案第 34 号 海老名市教育専門指導員規則の一部改正について

日程第 4 議案第 35 号 海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について

日程第 5 議案第 36 号 海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正について

日程第 6 議案第 37 号 海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正について

日程第 7 議案第 38 号 海老名市社会教育指導員規則の一部改正について

日程第 8 議案第 39 号 海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について

日程第 9 議案第 40 号 海老名市青少年指導員設置要綱の制定について

日程第 10 議案第 41 号 国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について

海老名市教育委員会

令和元年度 12月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 11月22日（金） 教育委員会11月定例会
初任者授業参観
- 23日（土） 統計グラフコンクール表彰式
青指連風作り講習会
- 24日（日） 福祉のまちづくりポスター表彰式
- 25日（月） 杉久保小学校朝会
小学生都市間交流事業報告会
- 26日（火） 初任者授業参観（海西中学校）
教職員転任採用面接
ひびきあい塾開講式
- 27日（水） 初任者授業参観（社家小学校）
教育支援会議
学校ICT活用推進協議会
- 28日（木） 中学生姉妹都市交流（登別）～29日
初任者授業参観（海老名小学校）
- 29日（金） 特学親の会
市長定例記者会見
修学旅行検討委員会
- 30日（土） 図書館を使った調べる学習コンクール表彰式
今泉中学校区地域合同懇談会
- 12月 1日（日） 文化財公開セミナー
神奈川県人間教育実践報告大会
- 2日（月） 東柏ヶ谷小学校朝会
学校応援団連絡会議・講演会
教育委員会辞令交付式
台風19号対応検証災害対策情報連絡会
学校給食検討委員会
外国語教育推進協議会

- 3 日 (火) 和座海綾地区管理職組合委員長あいさつ
よりよい授業づくり学校訪問 (杉久保小学校)
- 4 日 (水) 市議会第4回定例会本会議 (開会)
12月校長会議
学校給食異物混入事案対応
一般質問部内振り分け・調整
週部会
- 5 日 (木) 令和2年度現職教育打合せ
一般質問部内ヒアリング
- 6 日 (金) 一般質問副市長ヒアリング
- 7 日 (土) 海老名市歯科医師会懇親会
- 9 日 (月) 上星小学校朝会
一般質問市長ヒアリング
- 10 日 (火) 教職員人事検討委員会
- 11 日 (水) 初任者授業参観 (有馬中学校)
週部会
- 12 日 (木) 12月教頭会議
文教社会常任委員会
- 13 日 (金) 今泉小学校増築打合せ
教育課題研究会
不登校支援団体クリスマス会
- 14 日 (土) レゴブロック大会 (神奈川工科大学)
中新田小学校もちっ子広場
- 16 日 (月) 愛川町魅力ある学校づくり研修会
一般質問打合せ
- 17 日 (火) 市議会第4回定例会本会議 (一般質問)
- 18 日 (水) 市議会第4回定例会本会議 (一般質問)
- 19 日 (木) 柏ヶ谷小学校朝会
臨時校長会議
市教委・校長連絡会
教育委員会12月定例会





2 「教育」と「人」について

1 1月の教育長報告で授業についての私の思いや考えを述べ、その中で「教師は授業で勝負する。」という教育界の名言を紹介しました。

他にも、教育界でよく使われる名言に、「教育は人なり。」というものがあります。

今月は、そのことについて、2つの視点から述べてみたいと思います。

ひとつは、このことは以前にも述べさせていただきましたが、学校教育を生業とする教職員は、子どもたちと一番多くの時間を過ごし、一番身近にいる大人のモデルであるということです。

もちろん、親や兄弟姉妹などの家族も同様ですが、一年365日の内の200日近い日々、昼間の時間をともに過ごしているという点では、一年間というスパンの中では、子どもたちと一番多くの時間を過ごし、その影響は非常に大きいと考えるところです。

しかも、目の前にいて、こちらを向きなさいと指導しているのですから、子どもたちはその表情や姿を見て、多くのことを感じ、学んでいるということが言えます。

そう考えると、教職員は、授業や生活指導などの指導・支援の能力の高さ、深い児童生徒理解による受容力などが求められるところですが、それをさらに生かすうえでも、「人なり」という意識をもち自らの人間性を高め・深め・広げることに努力しなければならないのではないかと思います。

具体的にはどうすれば、ということになりますが、私としては、子どもたちに求めること、指導することは、常に目の前にいる手本として、自ら率先して、それを行うということが大切であると考えています。

例えば、元気にあいさつしてほしいのなら、自ら元気に子どもに声をかけること、勉強しろというなら自分も指導力向上のために勉強すること、友だちにやさしくと言うのなら、自分の日々の言動が子どもたちひとりひとりを思いやるものにするなどなどです。

教職員と子どもたちの出会いは、家族と違って、基本的には、一年一年ですから、それぞれの教職員がそれぞれ違うことを持ち味として、その教職員の「人なり」に、生業として努力してほしいと願うところです。

もうひとつは、これからの学校現場を考えると、「教育はAIなり。」ということにならないようにと懸念するところです。

AIに変わる職業という中には、教職員は含まれてはいないようです。

が、それで安堵することにはならないと、私は思っています。

今後、教職員に変わるかどうかは別として、A Iは確実に学校教育の中で活用されてきます。と言うより、子どもたちの将来を考えると計画的に導入して、その活用について学ばなければなりません。

私としては、それを機会に、あらためて、「教育は人なり。」ということの価値を教職員に考えてほしいと思うのです。社会的にも教育そのものの価値として、論議されることを望むところです。

今後、学校教育へのA Iの導入が進み、A Iの学習能力が進化し、失敗までも効果的に行えるようになると、必要ではない教職員は淘汰されると言われるようになってきています。

それではどのような教職員が必要とされるのかというと、A Iを効果的に活用して教育計画をコーディネートできる教職員です。

そして、前述の「教育は人なり。」をぬくもりをとともに体现できる教職員です。

私としては、教育とA Iについて、さまざまな論議が盛り上がる中で、あらためて、「教育は人なり。」ということが確かめられればと期待するところです。

さて、最後に、私の職として、教育長がA Iになることについては、私としては、職としての、自分としての教育哲学をもつことだと考えています。

そのような意味でも、これからも、みなさんと「よりよい教育のあり方」について、話し合っていきたいと思うところです。

以上です。



報告第 2 7 号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 2 月 1 9 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

令和元年12月 1 日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

令和元年 12月 1日付け

副主幹級		1名
		1名

令和元年 1 2 月 1 日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【副主幹級】			
あへ 阿部 まさふみ 優文	職員課副主幹	教育総務課副主幹	

議案第 33 号

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正したいため

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記規則に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

地方公務員法の一部改正に伴い、上記規則に規定されている臨時的任用職員の定義に関し、根拠となる条番号を整理。

詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定・公布

令和 2 年 1 月 22 日 政策会議 報告

1 月 28 日 最高経営会議 報告

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和４６年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２２条第５項に規定する職員」を「第２２条の３に規定する臨時的に任用される職員」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則	海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
（臨時の職に充てる職員）	（臨時の職に充てる職員）
第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の3に規定する臨時的に任用される職員</u> をいう。）又は非常勤職員をもって充てる。	第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条第5項に規定する職員</u> をいう。）又は非常勤職員をもって充てる。
附則（略）	附則（略）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）に定める教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定める。

(事務局における職)

第2条 事務局の部に部長及び次長を、課に課長を、課に設けられた係及び室に係長及び室長を置く。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、部の外に理事を、部に担当部長、専任参事及び参事を、課にその補佐を、部、課に担当課長、主幹、指導主事、副主幹、主査及び社会教育主事を置くことができる。

3 部長は、教育長を補佐するほか、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、部長を補佐し、上司の命を受け、部内の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 係長及び室長は、上司の命を受け、係及び室の事務を掌理する。

7 理事は、教育長の命を受け、特命事務を掌理し、教育長の政策決定及び職務遂行を補佐し、所属職員を指揮監督する。

8 担当部長及び専任参事は、部長の命を受け、重要かつ困難な特命事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 参事は、部長の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。

10 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

11 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

12 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。

13 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育

に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。

14 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。

15 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

16 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。

(教育機関における職)

第3条 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）第6条から第9条までに規定する教育機関に、その機関の名を冠した長（機関の名が館であるときは館長、センターであるときは所長。以下「機関の長」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、特定の教育機関に参事、担当課長、館長代理、副所長、主幹、指導主事、副主幹、係長、主査及び社会教育主事を置くことができる。

3 機関の長は、上司の命を受け、教育機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事は、上司の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。

5 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 館長代理及び副所長は、上司の命を受け、機関の長を補佐し、教育機関の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

7 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。

8 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。

9 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。

10 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

11 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

12 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。

(その他の職員)

第4条 前2条に規定する職のほか、次に掲げる職を置くことができる。

- (1) 主任主事、主任保健師、主任保育士及び管理栄養士
- (2) 主事、保健師、保健指導員、保育士、栄養士、司書及び学芸員
- (3) 主事補及び社会教育主事補
- (4) 自動車運転士
- (5) 調理員、用務員及び業務員

2 前項第1号の職にある者は、上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。

3 第1項第2号の職にある者は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

4 第1項第3号の職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。

5 第1項第4号の職にある者は、上司の命を受け、技術的業務に従事する。

6 第1項第5号の職にある者は、上司の命を受け、業務に従事する。

7 他の法律によって、設置することのできる職については、この規則の中にあつて併用することができる。

(臨時の職)

第5条 前3条に規定する職員のほか、前条第1項第2号から第5号までに掲げる職の名に臨時を冠した職を置くことができる。

2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務の補助又は単純な労務に従事する。

(臨時の職に充てる職員)

第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に規定する臨時的に任用される職員をいう。）又は非常勤職員をもって充てる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 34 号

海老名市教育専門指導員規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育専門指導員規則の一部改正について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育専門指導員規則の一部を改正
したいため

海老名市教育専門指導員規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育専門指導員規則

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記規則に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

- ・委嘱から任命へ文言を整理。
- ・職務等について、非常勤特別職の職員から会計年度任用職員へ修正。
- ・勤務日数等について修正。
- ・任期規定を削り、条番号を整理。

詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定・公布

令和 2 年 1 月 22 日 政策会議 報告

1 月 28 日 最高経営会議 報告

海老名市教育専門指導員規則の一部を改正する規則

海老名市教育専門指導員規則（平成２３年教委規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条（見出しを含む。）中「委嘱」を「任命」に改める。

第３条中「非常勤特別職の職員」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第５条中「海老名市一般職の職員の勤務時間を準用する」を「、午前８時３０分から午後５時１５分までとする」に改める。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

(改正案)	旧（現行）
海老名市教育専門指導員規則 （設置） 第1条 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に業務の円滑な運営と充実を図るため、教育専門指導員（以下「指導員」という。）を置く。 <u>（任命）</u> 第2条 指導員は、小・中学校教職員の学習指導・研修・研究等及び社会教育に対する識見豊かな者の中から教育委員会が<u>任命</u>する。 （職務等） 第3条 指導員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>とし、教育長の指示に基づき次に掲げる業務を行う。 （1）～（6） 略 2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 （指導員の定数） 第4条 指導員の定数は、15名以内とする。 （勤務日数等） 第5条 指導員の勤務日数は、1週間に付き4日とし、1日の勤務時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分までとする</u>。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。 <u>（削除）</u> （委任） <u>第6条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附則（略）	海老名市教育専門指導員規則 （設置） 第1条 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に業務の円滑な運営と充実を図るため、教育専門指導員（以下「指導員」という。）を置く。 <u>（委嘱）</u> 第2条 指導員は、小・中学校教職員の学習指導・研修・研究等及び社会教育に対する識見豊かな者の中から教育委員会が<u>委嘱</u>する。 （職務等） 第3条 指導員は、<u>非常勤特別職の職員</u>とし、教育長の指示に基づき次に掲げる業務を行う。 （1）～（6） 略 2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 （指導員の定数） 第4条 指導員の定数は、15名以内とする。 （勤務日数等） 第5条 指導員の勤務日数は、1週間に付き4日とし、1日の勤務時間は<u>海老名市一般職の職員の勤務時間を準用する</u>。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。 <u>第6条 指導員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。</u> （委任） <u>第7条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附則（略）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市教育専門指導員規則

(設置)

第1条 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に業務の円滑な運営と充実に資するため、教育専門指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(任命)

第2条 指導員は、小・中学校教職員の学習指導・研修・研究等及び社会教育に対する識見豊かな者の中から教育委員会が任命する。

(職務等)

第3条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、教育長の指示に基づき次に掲げる業務を行う。

- (1) 就学指導の支援に関すること。
- (2) 生徒指導の支援に関すること。
- (3) 教職員の研修に関すること。
- (4) 教育史の資料の調査収集及び編集、執筆に関すること。
- (5) 社会教育に関すること。
- (6) その他必要な事業

2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(指導員の定数)

第4条 指導員の定数は、15名以内とする。

(勤務日数等)

第5条 指導員の勤務日数は、1週間につき4日とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市部活動指導員派遣要綱の一部を改正したいため

海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について

1 改正を要する要綱

海老名市部活動指導員派遣要綱

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記要綱に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

身分規定について、非常勤職員から会計年度任用職員へ修正。
詳細は別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定

令和 2 年 1 月 22 日 政策会議 報告

1 月 28 日 最高経営会議 報告

新（改正案）	旧（現行）
海老名市部活動指導員派遣要綱	海老名市部活動指導員派遣要綱
第1条～第2条 （略）	第1条～第2条 （略）
（身分）	（身分）
第3条 指導員の身分は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> とする。	第3条 指導員の身分は、 <u>海老名市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第4号）第2条第2号に規定する非常勤職員</u> とする。
第4条～第11条 （略）	第4条～第11条 （略）
附則 （略）	附則 （略）

-13- 附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市部活動指導員派遣要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を海老名市立中学校（以下「中学校」という。）に派遣することについて、必要な事項を定める。

（職務）

第2条 指導員は、中学校の教育計画、指導方針等に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動について、派遣された中学校の校長の監督の下に、次に掲げる職務を行うことができるものとする。

- （1） 技術的な指導
- （2） 安全、障害予防に関する知識、技能の指導
- （3） 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- （4） 用具、施設等の点検、管理
- （5） 保護者等への連絡
- （6） 年間、月間指導計画の作成
- （7） 生徒指導に係る対応
- （8） 事故が発生した際の現場対応
- （9） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた職務

（身分）

第3条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

（勤務時間等）

第4条 指導員の勤務時間及び勤務日は、教育委員会が別に定める。

（任用期間）

第5条 指導員の任用期間は、6月とする。ただし、6月を超えない期間で再度任用することができる。

(申請及び決定)

第6条 指導員の派遣を希望する中学校の校長は、派遣を希望する指導員を推薦の上
海老名市部活動指導員派遣申請書(様式1)により教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、指導員の派遣を決定したときは、海老名市部活動指導員派遣決定通知書(様式2)により前項の規定による申請を行った中学校の校長に通知する。

(研修)

第7条 指導員は、中学校又は教育委員会が開催する研修を受講しなければならない。

(出勤簿)

第8条 指導員の派遣を受けた中学校の校長は、部活動指導員出勤簿(様式3)を教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出するものとする。

(活動状況の管理)

第9条 指導員の派遣を受けた中学校の校長は、指導員の活動状況について、当該指導員が作成した活動計画書により管理するものとする。

(事故報告)

第10条 活動中に指導員が負傷したときは、指導員の派遣を受けた中学校の校長は事故報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式 1 （第 6 条関係）

海老名市部活動指導員派遣申請書

年 月 日			
海老名市教育委員会 殿			
海老名市立		中学校	
校 長		印	
海老名市部活動指導員の派遣を受けたいので、海老名市部活動指導員派遣要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり部活動指導員を推薦の上申請します。			
派遣を希望する部活動名	部		
派遣を希望する理由			
推 薦 す る 指 導 員			
ふり 氏	がな 名	生年月日	(男・女)
住 所	〒 ー		
連 絡 先			
職 業		指導種目の経験年数	
推薦の理由			
業務内容（該当する事項に☑をしてください。）			
☐技術的な指導 ☐安全、障害予防に関する知識、技能の指導 ☐学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 ☐用具、施設等の点検、管理 ☐保護者等への連絡 ☐年間、月間指導計画の作成 ☐生徒指導に係る対応 ☐事故が発生した際の現場対応 ☐その他（ ）			

海老名市部活動指導員派遣決定通知書

年 月 日			
海老名市立		中学校長 殿	
海老名市教育委員会			
年 月 日付で申請のあった海老名市部活動指導員派遣について、指導員の派遣を決定したので、海老名市部活動指導員派遣要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。			
派遣する部活動名	部		
派 遣 す る 指 導 員			
ふり 氏	がな 名	生年月日	(男・女)
住 所	〒 ー		
連 絡 先			
派 遣 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
派遣する日時間等	別に定める。		
(備考)			

議案第 36 号

海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育支援センター条例施行規則の一部を改正したいため

海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育支援センター条例施行規則

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記規則に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

- ・休業日に関する規定について、1月1日が重複していたため修正。
 - ・職員の設置に関する規定について、「教育支援センター所長」は海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則に規定されており重複していたため削除。また、「教育支援センター補導員」は現在置いていないため削除。
 - ・上記に伴う号数の繰り上げ。
 - ・会計年度任用職員として位置付ける旨を規定。
 - ・勤務日及び勤務時間を規定。
 - ・報酬に関する条項を削除。
 - ・これらの改正に伴う条番号の整理。
- 詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定・公布
令和2年1月22日 政策会議 報告
1月28日 最高経営会議 報告

海老名市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市教育支援センター条例施行規則（平成26年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

（3） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第3条第4号を削る。

第4条中第1号及び第7号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 前項に掲げる職員（以下「相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（勤務日及び勤務時間）

第5条 相談員等の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

（1） 前条第1項第1号及び第2号に規定する職員の勤務日は1週間につき4日以内とし、1日の勤務時間は7時間45分以内とする。

（2） 前条第1項第3号から第5号までに規定する職員の勤務日は1週間につき5日以内とし、1日の勤務時間は7時間以内とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市教育支援センター条例施行規則	海老名市教育支援センター条例施行規則
第1条～第2条（略）	第1条～第3条（略）
（休業日）	（休業日）
第3条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。	第3条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。
（1） 日曜日	（1） 日曜日
（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
<u>（3） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u>	<u>（3） 1月1日から同月3日までの日</u>
2 （略）	<u>（4） 12月29日から同月31日までの日</u>
（職員）	2 （略）
第4条 支援センターの事業を行わせるため、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる職員を置く。	（職員）
	第4条 支援センターの事業を行わせるため、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる職員を置く。
<u>（1） 教育支援センター主任相談員</u>	<u>（1） 教育支援センター所長</u>
<u>（2） 教育支援センター相談員</u>	<u>（2） 教育支援センター主任相談員</u>
<u>（3） 教育支援センター主任指導員</u>	<u>（3） 教育支援センター相談員</u>
<u>（4） 教育支援センター指導員</u>	<u>（4） 教育支援センター主任指導員</u>
<u>（5） 教育支援センター専門補導員</u>	<u>（5） 教育支援センター指導員</u>
	<u>（6） 教育支援センター専門補導員</u>
<u>2 前項に掲げる職員（以下、「相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。</u>	<u>（7） 教育支援センター補導員</u>
<u>（勤務日及び勤務時間）</u>	（新設）
第5条 相談員等の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。	
<u>（1） 前条第1項第1号及び第2号に規定する職員の勤務日は1週間につき4日以内とし、1日の勤務時間は7時間45分以内とする。</u>	
<u>（2） 前条第1項第3号から第5号までに規定する職員の勤務日は1週間につき5日以内とし、1日の勤務時間は7時間以内とする。</u>	

(運営協議会の組織) 第<u>6</u>条 (略) (会長及び副会長) 第<u>7</u>条 (略) (会議) 第<u>8</u>条 (略) <u>(削除)</u> (委任) 第9条 (略) 附則 (略)	(運営協議会の組織) 第<u>5</u>条 (略) (会長及び副会長) 第<u>6</u>条 (略) (会議) 第<u>7</u>条 (略) <u>(報酬)</u> <u>第8条 第4条第2号から第7号までに掲げる職員の報酬等については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の定めるところによる。</u> (委任) 第9条 (略) 附則 (略)
--	---

44
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市教育支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市教育支援センター条例（平成26年条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(開所時間)

第2条 海老名市教育支援センター（以下「支援センター」という。）の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日については、午前9時から正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。

(職員)

第4条 支援センターの事業を行わせるため、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる職員を置く。

- (1) 教育支援センター主任相談員
- (2) 教育支援センター相談員
- (3) 教育支援センター主任指導員
- (4) 教育支援センター指導員
- (5) 教育支援センター専門補導員

2 前項までに掲げる職員（以下「相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25

年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 相談員等の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に規定する職員の勤務日は1週間につき4日以内とし、1日の勤務時間は7時間45分以内とする。

(2) 前条第1項第3号から第5号までに規定する職員の勤務日は1週間につき5日以内とし、1日の勤務時間は7時間以内とする。

2 教育支援センター所長は、特に必要があると認めるときは、相談員等に、休日に勤務することを命ずることができる。

(運営協議会の組織)

第6条 条例第5条第3項に規定する関係行政機関の職員及び学識経験のある者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 海老名警察署青少年担当課長
- (2) 市内高等学校長
- (3) 市内小学校長
- (4) 市内中学校長
- (5) 保護司
- (6) 民生委員児童委員
- (7) その他教育長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 37 号

海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部を改正したいため

海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正について

1 改正を要する要綱

海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記要綱に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

- ・任期規定を見直し、「主任相談員」を追加、「青少年補導員」を「専門補導員」へ修正。
- ・勤務日及び勤務時間について、教育支援センター条例施行規則へ規定するため、当該要綱から削除。
- ・上記に伴う条番号の整理。

詳細は別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定
令和 2 年 1 月22日 政策会議 報告
1 月28日 最高経営会議 報告

新（改正案）	旧（現行）
海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱	海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱
第1条～第4条 （略）	第1条～第4条 （略）
（任期）	（任期）
第5条 <u>主任相談員</u> 、相談員、主任指導員、指導員、 <u>専門補導員</u> の任期は委嘱の日から _____ 1年間とし、欠員の任期は前任者の残任期間とする。	第5条 _____ 相談員、主任指導員、指導員、 <u>青少年補導員</u> の任期は委嘱の日から <u>2年間、専門補導員は</u> 1年間とし、欠員の任期は前任者の残任期間とする。
2 相談員等は、再任することができる。	2 相談員等は、再任することができる。
（削除）	<u>（勤務日及び勤務時間）</u>
	<u>第6条 相談員等の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。</u>
	<u>（1） 勤務日は1週間につき4日程度とし、1日の勤務時間は午前8時半から午後5時までのうちの7時間程度とする。</u>
	<u>（2） 勤務日及び勤務時間は、教育支援センター所長が別に定める。</u>
	<u>（3） 教育支援センター所長は、特に必要があると認めるときは、休日に勤務することを命ずることができる。</u>
（服務）	（服務）
第 <u>6</u> 条 （略）	第 <u>7</u> 条 （略）
（解任）	（解任）
第 <u>7</u> 条 （略）	第 <u>8</u> 条 （略）
（委任）	（委任）
第 <u>8</u> 条 （略）	第 <u>9</u> 条 （略）
附則 （略）	附則 （略）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市教育支援センター相談員等について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 海老名市教育支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の円滑な運営と充実を図るため、次のとおり相談員等を置く。

- (1) 教育支援センター主任相談員（以下「主任相談員」という。）
- (2) 教育支援センター相談員（以下「相談員」という。）
- (3) 教育支援センター主任指導員（以下「主任指導員」という。）
- (4) 教育支援センター指導員（以下「指導員」という。）
- (5) 教育支援センター専門補導員（以下「専門補導員」という。）

2 相談員等は、青少年健全育成及び相談業務に理解を持ち、識見豊かなもののうちから海老名市教育委員会が委嘱する。

(職務)

第3条 相談員等は、支援センターに勤務し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 主任相談員 相談業務の統括及び相談員の指導に関すること。
- (2) 相談員 青少年相談、教育相談、就学相談、教育支援教室相談に関すること。
- (3) 主任指導員 専任教員の補佐、教育支援教室業務の統括及び指導員の指導に関すること。
- (4) 指導員 教育支援教室における児童・生徒の援助及び指導に関すること。
- (5) 専門補導員 市域の街頭補導等に関すること。

(相談員等の義務)

第4条 相談員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第5条 主任相談員、相談員、主任指導員、指導員、専門補導員の任期は委嘱の日から1年間とし、欠員の任期は前任者の残任期間とする。

2 相談員等は、再任することができる。

(服務)

第6条 相談員等は、教育支援センター所長の服務命令に従うものとする。

(解任)

第7条 教育委員会は、相談員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (2) 職務を怠ったとき、又は勤務成績が良好でないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談員等として不適格であると認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相談員等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。
- 2 海老名市青少年相談センター相談員等に関する要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 38 号

海老名市社会教育指導員規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市社会教育指導員規則の一部改正について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市社会教育指導員規則の一部を改正
したいため

海老名市社会教育指導員規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市社会教育指導員規則

2 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、上記規則に規定されている事項・文言等を整理するため。

3 改正内容

地方公務員法の一部改正に伴い、上記規則に規定されている臨時的任用職員の定義に関する条文等を整理。また、文言を整理し、勤務日数、任期の規定及び条番号等も整理した。

詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定・公布

令和 2 年 1 月 22 日 政策会議 報告

1 月 28 日 最高経営会議 報告

海老名市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

海老名市社会教育指導員規則（昭和49年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「委嘱」を「任命」に改める。

第3条中「非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第5条中「海老名市一般職の職員の勤務時間を準用する」を「午前8時30分から午後5時15分までとする」に改める。

第6条を削る。

第7条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(改正案)	旧（現行）
海老名市社会教育指導員規則 （設置） 第1条 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、社会教育の充実を図るため、海老名市社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。 <u>（任命）</u> 第2条 指導員は、豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけた者の中から教育委員会が<u>任命</u>する。 （職務等） 第3条 指導員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>とし、教育長の指示に基づき社会教育主事の職務を助け、社会教育の助言と指導にあたる。 2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 （定数） 第4条 指導員の定数は、10名以内とする。 （勤務日数等） 第5条 指導員の勤務日数は、1週間に付き3日以上とし、1日の勤務時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。 <u>（削除）</u> （委任） <u>第6条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。 附則（略）	海老名市社会教育指導員規則 （設置） 第1条 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、社会教育の充実を図るため、海老名市社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。 <u>（委嘱）</u> 第2条 指導員は、豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけた者の中から教育委員会が<u>委嘱</u>する。 （職務等） 第3条 指導員は、<u>非常勤職員</u>とし、教育長の指示に基づき社会教育主事の職務を助け、社会教育の助言と指導にあたる。 2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 （定数） 第4条 指導員の定数は、10名以内とする。 （勤務日数等） 第5条 指導員の勤務日数は、1週間に付き3日以上とし、1日の勤務時間は、<u>海老名市一般職の職員の勤務時間を準用する</u>。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。 <u>（任期）</u> <u>第6条 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。</u> （委任） <u>第7条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。 附則（略）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市社会教育指導員規則

(設置)

第1条 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、社会教育の充実を図るため、海老名市社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(任命)

第2条 指導員は、豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけた者の中から教育委員会が任命する。

(職務等)

第3条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、教育長の指示に基づき社会教育主事の職務を助け、社会教育の助言と指導にあたる。

2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(定数)

第4条 指導員の定数は、10名以内とする。

(勤務日数等)

第5条 指導員の勤務日数は、1週間につき3日以上とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務日数及び勤務時間を変更することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 39 号

海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について

別紙のとおり、海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について、議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市青少年指導嘱託員設置規則を廃止
したため

海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について

1 廃止する規則

海老名市青少年指導嘱託員設置規則

2 廃止理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、規則により設置していた青少年指導嘱託員を、有償ボランティアとして要綱により設置するため

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定・公布

令和 2 年 1 月 22 日 政策会議 報告

1 月 28 日 最高経営会議 報告

海老名市青少年指導嘱託員設置規則を廃止する規則

海老名市青少年指導嘱託員設置規則（平成２６年教委規則第５号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

海老名市青少年指導嘱託員設置規則

(設置)

第1条 地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導嘱託員（以下「青少年指導嘱託員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 青少年指導嘱託員は、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年団体の育成指導
- (2) 青少年に関する文化レクリエーション活動の推進
- (3) 青少年育成地域活動の推進
- (4) 青少年の社会生活における環境の整備
- (5) 青少年が利用する施設への協力活動
- (6) 青少年に関する相談及び愛護指導
- (7) 学校青少年教育関係諸委員及び官公署との連絡
- (8) 青少年指導嘱託員の相互研修及び連絡提携組織の結成
- (9) その他青少年の健全育成に必要な事項

2 前項の分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(委嘱)

第3条 教育委員会は、青少年に対し深い理解及び愛情をもって青少年の健全な育成に努力している者から青少年指導嘱託員を委嘱する。

(定数)

第4条 青少年指導嘱託員の定数は、60名以内とする。

(任期)

第5条 青少年指導嘱託員の任期は、2年とする。ただし、補欠の青少年指導嘱託員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、青少年指導嘱託員を再任することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項の期間中においても青少年指導嘱託員を免職することができる。

(服務)

第6条 青少年指導嘱託員は、相互及び密接に連絡及び協力をしなければならない。

2 青少年指導嘱託員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

3 青少年指導嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 青少年指導嘱託員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第40号

海老名市青少年指導員設置要綱の制定について

別紙のとおり、海老名市青少年指導員設置要綱の制定について、議決を求める。

令和元年12月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市青少年指導員設置要綱を制定した
ため

海老名市青少年指導員設置要綱の制定について

1 制定する要綱

海老名市青少年指導員設置要綱

2 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、規則により設置していた青少年指導嘱託員を、名称を変更し有償ボランティアとして要綱により設置するため。

3 制定内容

海老名市青少年指導嘱託員設置規則をベースとし、文言の整理及び謝礼に関する項目を追加した。

詳細は別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

令和元年12月19日 定例教育委員会 決定

令和 2 年 1 月 22 日 政策会議 報告

1 月 28 日 最高経営会議 報告

制定要綱（案）	廃止規則（現行）
海老名市青少年指導____員設置<u>要綱</u> （設置） 第1条 地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導____員（以下「青少年指導____員」という。）を設置する。 （職務） 第2条 青少年指導____員は、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。 （1） 青少年団体の育成指導 （2） 青少年に関する文化レクリエーション活動の推進 （3） 青少年育成地域活動の推進 （4） 青少年の社会生活における環境の整備 （5） 青少年が利用する施設への協力活動 （6） 青少年に関する相談及び愛護指導 （7） 学校青少年教育関係諸委員及び官公署との連絡 （8） 青少年指導____員の相互研修及び連絡提携組織の結成 （9） その他青少年の健全育成に必要な事項 2 前項の分担する地域又は事項は、<u>教育委員会</u>が定める。 （委嘱） 第3条 教育委員会は、青少年に対し深い理解及び愛情をもって青少年の健全な育成に努力している者から青少年指導____員を委嘱する。 （定数） 第4条 青少年指導____員の定数は、60名以内とする。 （任期） 第5条 青少年指導____員の任期は、2年とする。ただし、補欠の青少年指導員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 教育委員会は、青少年指導____員を再任することができる。 3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項の期間中においても青少年指導____員を免職することができる。	海老名市青少年指導<u>嘱託</u>員設置<u>規則</u> （設置） 第1条 地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導<u>嘱託</u>員（以下「青少年指導<u>嘱託</u>員」という。）を設置する。 （職務） 第2条 青少年指導<u>嘱託</u>員は、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。 （1） 青少年団体の育成指導 （2） 青少年に関する文化レクリエーション活動の推進 （3） 青少年育成地域活動の推進 （4） 青少年の社会生活における環境の整備 （5） 青少年が利用する施設への協力活動 （6） 青少年に関する相談及び愛護指導 （7） 学校青少年教育関係諸委員及び官公署との連絡 （8） 青少年指導<u>嘱託</u>員の相互研修及び連絡提携組織の結成 （9） その他青少年の健全育成に必要な事項 2 前項の分担する地域又は事項は、<u>教育長</u>が定める。 （委嘱） 第3条 教育委員会は、青少年に対し深い理解及び愛情をもって青少年の健全な育成に努力している者から青少年指導<u>嘱託</u>員を委嘱する。 （定数） 第4条 青少年指導<u>嘱託</u>員の定数は、60名以内とする。 （任期） 第5条 青少年指導<u>嘱託</u>員の任期は、2年とする。ただし、補欠の青少年指導<u>嘱託</u>員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 教育委員会は、青少年指導<u>嘱託</u>員を再任することができる。 3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項の期間中においても青少年指導<u>嘱託</u>員を免職することができる。

(服務) 第6条 青少年指導____員は、相互及び密接に連絡及び協力をしなければならない。 2 青少年指導____員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。 3 青少年指導____員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (研修) 第7条 青少年指導____員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 <u>(謝礼)</u> <u>第8条 市長は、予算の範囲内で、青少年指導員に謝礼を支給することができる。</u> (補則) <u>第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u>	(服務) 第6条 青少年指導<u>嘱託</u>員は、相互及び密接に連絡及び協力をしなければならない。 2 青少年指導<u>嘱託</u>員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。 3 青少年指導<u>嘱託</u>員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (研修) 第7条 青少年指導<u>嘱託</u>員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 <u>(新設)</u> (補則) <u>第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長_____が別に定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u>
---	---

海老名市青少年指導員設置要綱

(設置)

第1条 地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導員（以下「青少年指導員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 青少年指導員は、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年団体の育成指導
- (2) 青少年に関する文化レクリエーション活動の推進
- (3) 青少年育成地域活動の推進
- (4) 青少年の社会生活における環境の整備
- (5) 青少年が利用する施設への協力活動
- (6) 青少年に関する相談及び愛護指導
- (7) 学校青少年教育関係諸委員及び官公署との連絡
- (8) 青少年指導員の相互研修及び連絡提携組織の結成
- (9) その他青少年の健全育成に必要な事項

2 前項の分担する地域又は事項は、教育委員会が定める。

(委嘱)

第3条 教育委員会は、青少年に対し深い理解及び愛情をもって青少年の健全な育成に努力している者から青少年指導員を委嘱する。

(定数)

第4条 青少年指導員の定数は、60名以内とする。

(任期)

第5条 青少年指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の青少年指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、青少年指導員を再任することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項の期間中においても青少年指導員を免職することができる。

(服務)

第6条 青少年指導員は、相互及び密接に連絡及び協力をしなければならない。

2 青少年指導員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

3 青少年指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 青少年指導員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(謝礼)

第8条 市長は、予算の範囲内で、青少年指導員に謝礼を支給することができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について

別紙のとおり、国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について、議決を求める。

令和元年 1 2 月 1 9 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

20,000,000円以上の教育財産の取得の申し出をしたいため

国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について

1. 目的

史跡の遺構保存と歴史公園として整備活用を図るため。

2. 取得申出内容

土地買取り及びその土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償

3. 取得申出地

(1) 地番 海老名市国分北二丁目 3224 番 3

(2) 土地の現況

①市街化区域 ②近隣商業地域 ③地目：宅地 ④面積：228.65 m²

4. 物件等補償

建物移転補償：軽量鉄骨 2 階建 床面積 160.29 m²

工作物移転補償：門柱、ブロック積塀、アルミフェンス、物置、玉袖垣、化粧ブロック花壇、郵便ポスト、ガレージミラー、砂利敷、土間コンクリート叩き、段差解消ブロック、給水設備、堀井戸

この他、立竹木移転補償、動産移転補償、祭し料補償、移転雑費補償

5. 取得及び補償申し出年月日 令和元年 12 月下旬に申し出予定

6. 土地売買申出額

57,162,500 円

7. 物件等補償

48,942,000 円以内（令和元年第 4 回市議会定例会に補正予算案上程中）で補償の見込み

8. 史跡相模国分尼寺跡の概要

(1) 史跡指定区域の状況

史跡相模国分尼寺跡は、海老名市国分北二丁目、海老名駅の北東約 1,100m に位置し、都市計画法上の用途地域は近隣商業地域及び第 1 種住居地域である。周辺部は宅地化が進み、県道沿いに小規模な店舗が点在する。

(2) 遺跡の概要

相模国分尼寺の設置は、741 年聖武天皇の国分寺建立詔を契機とする。相模国分尼寺跡の存在は江戸期から知られていたが、昭和 63 年の推定金堂跡隣接地でのマンション建築を契機に、史跡指定に向けた調査を開始した。その結果、金堂・講堂・経蔵・中門・回廊・石敷通路・伽藍区画溝が確認され、伽藍地は東西約 80m、南北約 100m と推定されている。平成 9 年 4 月 3 日に国史跡の指定を受け、その後平成 14 年、平成 20 年に追加指定を受け、現在の指定面積は 7,157.81 m² である。

(3) これまでの保存整備活用

公有地化部分について整地等を行い開放している。日常的な管理は地元自治会に委託し、自治会行事や商店会行事などにも利用されている。

(4) 公有地化状況

現在 4,913.17 m² を公有地化、史跡指定地の公有地化率は 68.64% となっている。



